
業務概要

令和3年度版

〈 令和2年度実績 〉

北海道旭川児童相談所

目 次

I 旭川児童相談所の概要

沿革と機構	-----	1
管轄区域の概要	-----	2～3
児童相談所の業務	-----	4～5

II 業務の概要(本所)

相談業務の概況	-----	6～16
里親・里子の状況	-----	17～18
心理診断指導業務の概要	-----	19～22
一時保護業務の概況	-----	23～24
関連事業の実施状況	-----	25～26

III 業務の概要(分室)

相談業務の概況	-----	27～34
里親・里子の状況	-----	35
心理診断指導業務の概要	-----	36～39
一時保護業務の概況	-----	40～41
関連事業の実施状況	-----	42～43

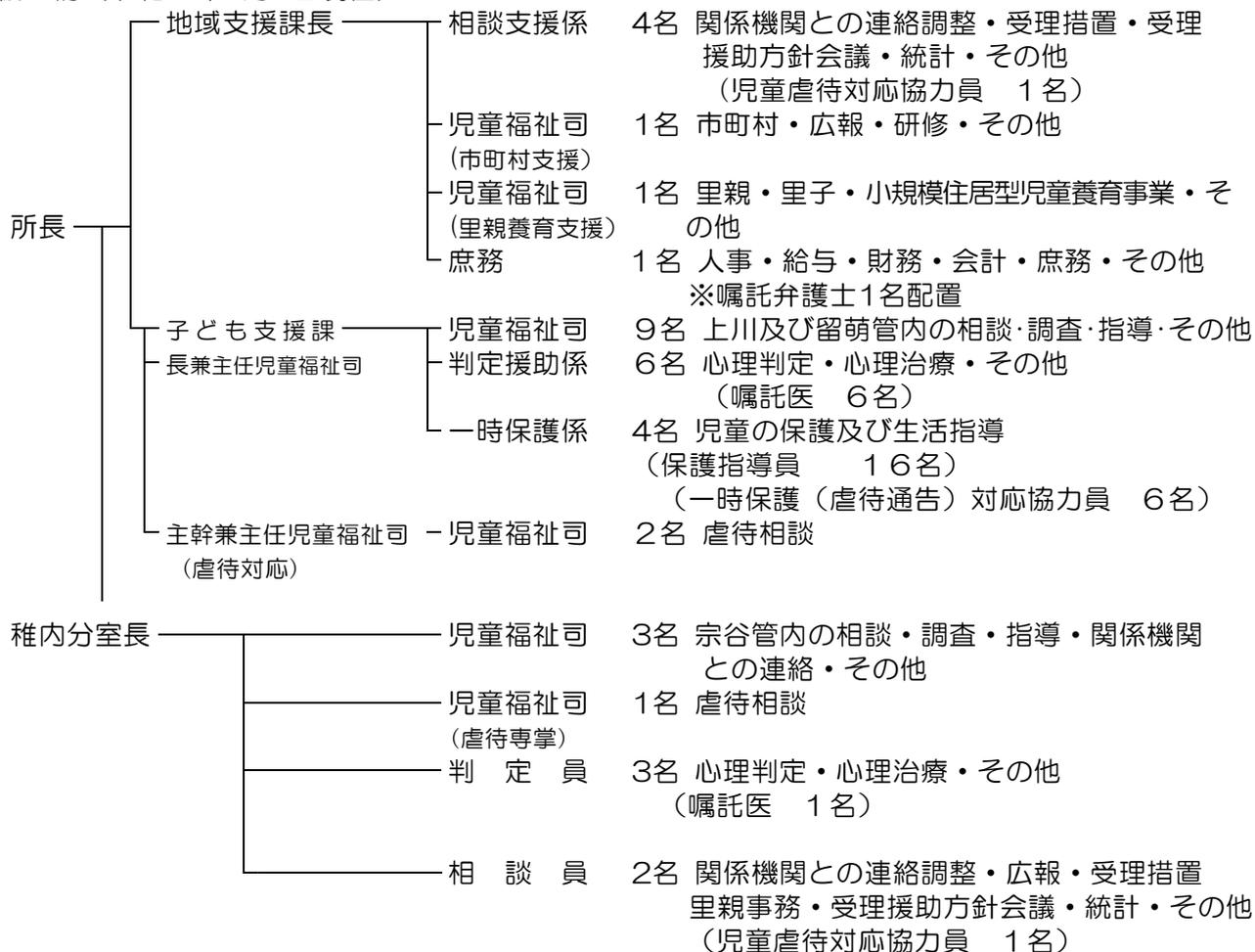
I 旭川児童相談所の概要

沿革と機構

沿革

- 昭和23年 7月10日 北海道条例第32号をもって設置の旨公布され同日付開設。
- 昭和24年 5月 1日 旭川市常磐公園内、市立衛生参考館を借用、改造のうえ一時保護所を併設。
- 昭和25年12月 1日 旭川市中常盤町3丁目仮庁舎を新築し、移転。
- 昭和26年12月30日 同地に本庁舎竣工。
- 昭和33年12月 2日 一時保護所竣工。
- 昭和42年11月27日 旭川市10条通11丁目旧道立旭川療養所改築のうえ移転。
- 昭和53年 6月 1日 旭川児童相談所、1日相談所を稚内市に開設。
- 昭和54年10月 1日 旭川児童相談所稚内分室開設。
- 昭和57年 4月 1日 旭川児童相談所稚内分室、稚内市港4丁目に移転。
- 昭和63年 3月 1日 旭川児童相談所稚内分室、稚内市こまどり2丁目に移転。
- 平成 6年 4月 5日 現在地に新庁舎を新築し、移転。
- 平成16年 4月 1日 組織機構改革により、道の組織名は「上川保健福祉事務所児童相談部」となる。
- 平成17年 9月28日 上川保健福祉事務所稚内分室、稚内市潮見1丁目に移転。
- 平成22年 4月 1日 支庁制度改革により、道の組織名は、「上川総合振興局保健環境部児童相談室」となり、「幌加内町」が空知支庁から上川総合振興局へ、「幌延町」が留萌支庁から宗谷総合振興局へ各々編入された。
- 令和2年4月 1日 組織機構改革により、道の組織名は「北海道旭川児童相談所」となる。

機構（令和2年4月1日現在）



管轄区域の概要

1 管内の市町村



	(面積)	(人口)
上川総合振興局管内(4市17町2村)	10,619.20Km ²	481,918人
留萌振興局管内(1市6町1村)	3,445.77Km ²	43,197人
宗谷総合振興局管内(1市8町1村)	4,625.13Km ²	60,911人
合計(6市31町村4村)	18,690.10Km²	586,026人

【令和3年3月末現在の住基ネットにおける人口(参考値)北海道総合政策部地域行政局市町村課調による】

2 管内の児童福祉施設

施設種別	施設名	住所	電話
児童養護施設	旭川育児院	070-8072 旭川市台場2条2丁目3番45号	0166-61-4054
	富良野国の子寮	076-0041 富良野市東鳥沼1番地	0167-22-2935
	美深育成園	098-2214 中川郡美深町字敷島283番地	01656-2-1554
障害児入所施設	北海道立旭川子ども総合療育センター	071-8142 旭川市春光台2条1丁目	0166-51-2126
	北海道療育園	071-8144 旭川市春光台4条10丁目	0166-51-6524
児童家庭支援センター	美深子ども家庭支援センター	098-2214 中川郡美深町字敷島283番地	01656-2-1554

3 市町村別人口・児童数

区分 市町村	令和3年 3月末日 人口 A	推計児童 人口 A×B	平成 27 年 国勢調査人口			区分 市町村	令和3年 3月末日 人口	推計児童 人口 A×B	平成 27 年 国勢調査人口				
			人口	18歳未満 児童数	児童 割合B				人口	18歳未満 児童数	児童 割合		
市 部	旭川市	329,784	44,701.78	339,605	46,033	13.6%	留萌市	20,020	2,521.76	22,221	2,799	12.6%	
	士別市	17,967	2,325.95	19,914	2,578	12.9%	増毛町	4,075	453.08	4,497	500	11.1%	
	名寄市	26,709	3,815.83	29,048	4,150	14.3%	小平町	2,978	400.82	3,336	449	13.5%	
	富良野市	20,921	3,058.43	22,936	3,353	14.6%	苫前町	2,954	398.99	3,265	441	13.5%	
	小計	395,381	53,901.99	411,503	56,114	13.6%	羽幌町	6,590	838.25	7,327	932	12.7%	
上 川 合 振 興 局 管 内 町 村	鷹栖町	6,742	1,240.23	7,018	1,291	18.4%	初山別村	1,119	133.32	1,217	145	11.9%	
	東神楽町	10,140	1,975.88	10,233	1,994	19.5%	遠別町	2,531	341.86	2,806	379	13.5%	
	当麻町	6,342	855.21	6,689	902	13.5%	天塩町	2,930	398.44	3,243	441	13.6%	
	比布町	3,589	423.80	3,777	446	11.8%	小計	23,177	2,964.76	25,691	3,287	12.8%	
	愛別町	2,664	310.62	2,976	347	11.7%	留萌管内計	43,197	5,486.52	47,912	6,086	12.7%	
	上川町	3,363	363.41	4,044	437	10.8%	市部	稚内市	32,597	4,667.34	36,380	5,209	14.3%
	東川町	8,361	1,331.82	8,111	1,292	15.9%	猿払村	2,694	466.73	2,684	465	17.3%	
	美瑛町	9,705	1,323.92	10,292	1,404	13.6%	浜頓別町	3,463	447.93	3,881	502	12.9%	
	上富良野町	10,380	1,628.05	10,826	1,698	15.7%	中頓別町	1,640	172.68	1,757	185	10.5%	
	中富良野町	4,843	745.22	5,069	780	15.4%	枝幸町	7,788	1,109.54	8,437	1,202	14.2%	
南富良野町	2,357	319.19	2,555	346	13.5%	豊富町	3,792	528.49	4,054	565	13.9%		
占冠村	1,226	131.61	1,211	130	10.7%	礼文町	2,379	260.81	2,773	304	11.0%		
和寒町	3,198	397.53	3,596	447	12.4%	利尻町	1,935	216.77	2,303	258	11.2%		
剣淵町	2,977	385.50	3,228	418	12.9%	利尻富士町	2,366	327.69	2,787	386	13.9%		
下川町	3,163	383.45	3,547	430	12.1%	幌延町	2,257	328.36	2,447	356	14.5%		
美深町	4,053	568.06	4,659	653	14.0%	小計	28,314	3,859.00	31,123	4,223	13.6%		
音威子府村	650	119.53	832	153	18.4%	宗谷管内計	60,911	8,526.34	67,503	9,432	14.0%		
中川町	1,425	158.87	1,767	197	11.1%	合計	586,026	80,788.84	618,873	85,235	13.8%		
幌加内町	1,359	212.09	1,525	238	15.6%								
小計	86,537	12,873.99	91,955	13,603	14.8%								
上川管内計	481,918	66,775.98	503,458	69,717	13.8%								

- ・令和3年3月末現在の数値は住基ネットにおける人口(参考値・外国人を含む)北海道総合政策部地域行政局市町村課調による。
- ・このデータは住民基本台帳ネットワークシステム上の令和3年3月31日現在の入力状況であり、各市町村が公表する住民基本台帳とは一致しない場合があります。
- ・18歳未満児童数は、平成27年国勢調査による。

児童相談所の業務

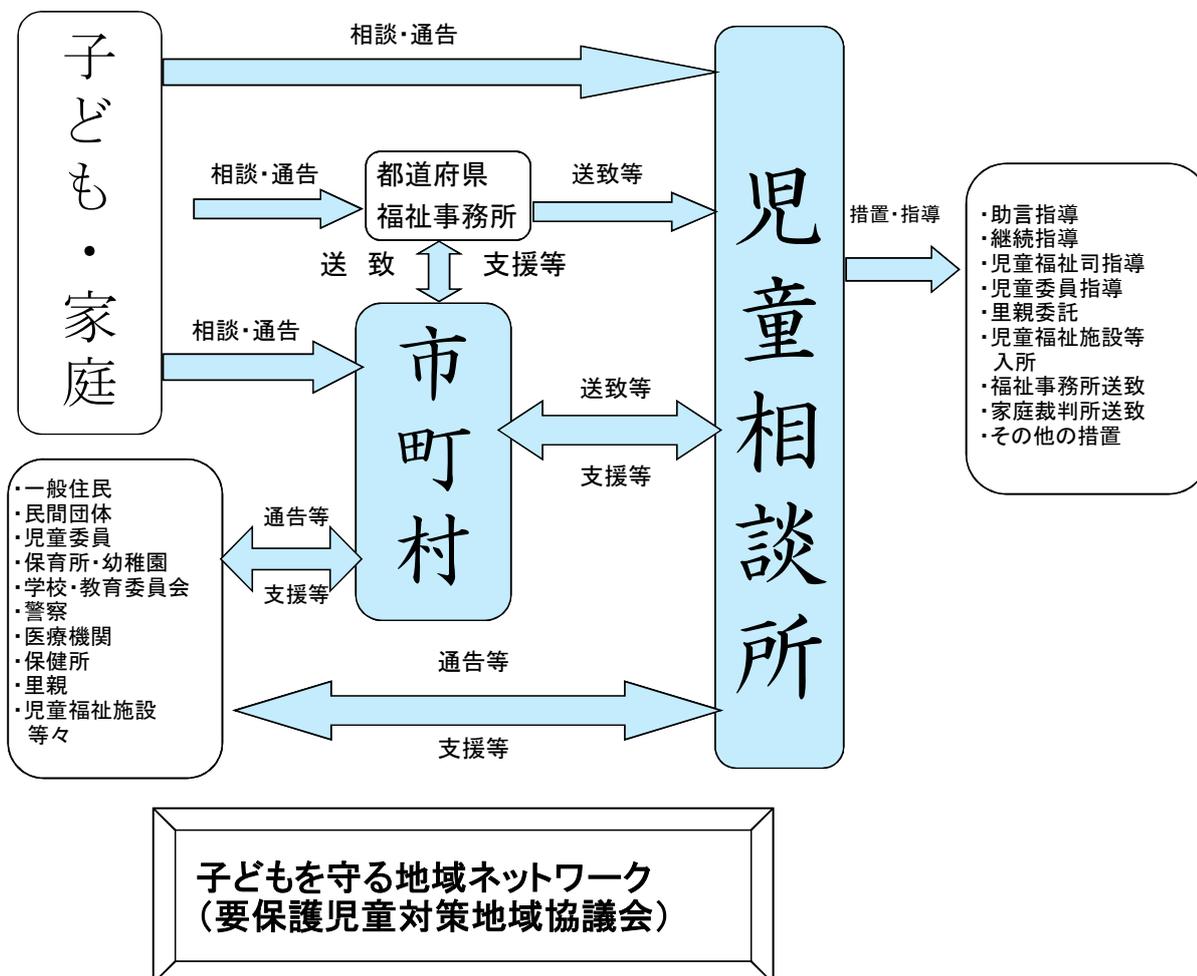
児童相談所は、児童福祉法第12条に基づいて設置されております。

児童福祉法の改正により、平成17年4月から市町村に相談窓口としての役割が明確化され、児童相談所は子どもに関する専門的な知識や技術を必要とする相談に応じるとともに、市町村に対し必要な援助を行うこととされました。

具体的な業務内容は次のとおりです。

- (1) 子どもに関する家庭及びその他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- (2) 子ども及びその家庭に関する必要な医学的・心理学的・教育的・社会的及び精神保健上の調査並びに判定を行うこと。
- (3) 子どもの一時保護を必要に応じて行い、または適当な者に一時保護を委託すること。
- (4) 子どもを、必要に応じて児童福祉施設へ入所措置または里親委託等を行うこと。
- (5) 子ども及びその保護者に対し、調査及び判定に基づいて必要な指導等を行うこと。
- (6) 必要に応じた巡回相談を行うこと。

1 相談業務の流れ



2 児童相談の種類と内容

相談種別	内容	
養護相談	父又は母等保護者の家出・失踪・死亡・離婚・入院・稼働及び服役等による養育困難児、迷い子、被虐待児、親権を喪失した親の子、後見人を持たない児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談。	
保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息その他の疾患（精神疾患を含む。）等を有する児童に関する相談。	
障害相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）及びろう（難聴を含む）等の視聴覚障がい児に関する相談。
	言語発達障害等相談	構音障がい・吃音・失語等音声や言語の機能障がいを持つ児童、言語発達遅滞及び注意集中障がいを有する児童等に関する相談。
	重症心身障害相談	重症心身障がい児に関する相談。
	知的障害相談	知的障がい児に関する相談。
	発達障害相談	発達障がい若しくは発達障がいと同様の症状がある児童に関する相談。
非行相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖・浪費癖・家出・浮浪・乱暴及び性的逸脱等のぐ犯行為等の問題行動がある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない児童に関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。
育成相談	性格行動相談	児童の発達上問題となる反抗・友達と遊べない・落ち着きがない・内気・かん黙・不活発・家庭内暴力等性格行動上の問題を有する児童に関する相談。
	不登校相談	学校教育法に基づく学校（幼稚園を含む）並びに児童福祉法に基づく保育所に在籍中で、いわゆる登校（登園）拒否等、登校（園）できない又はしていない状態にある児童に関する相談。
	適性相談	進学適性・職業適性・学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ・児童の性教育及び遊び等に関する相談。
その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談。	